

要望等記録一覧表（平成30年6月分）

No.27	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	-
【件名】	市民税の税額について			
【要望等の概要】				
<ul style="list-style-type: none"> ・市民税の納付書が届いたが、税額が高すぎる。支払った分の税金が自分の生活に還元されていないと感じている。 ・このことについて、市長と直接話がしたい。 ・それができないのであれば、直筆の手紙か、直筆の署名をして回答がほしい。 				
【対応方針等の概要】				
<ul style="list-style-type: none"> ・市長から直接電話をすることや、直筆の手紙又は署名した手紙を送ることは約束できませんと回答しました。 ・回答文書（直筆ではない。）を送付した旨を電話にて連絡しましたが、要望者は「納得できない。」と主張されました。 ・これ以上の対応はできない旨を伝えたところ、電話を切られました。 				
【担当部署】	秘書企画課			

No.28	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	-
【件名】	近商ストア新生駒店前の迷惑駐車について			
【要望等の概要】				
<ul style="list-style-type: none"> ・短時間の買い物の際に停めておいて買い物をしていたら駐車違反の罰金を取られた。 ・同じく駐車違反をしている車両が多いため、駐車してもいいのかと誤解してしまう。 ・近商ストア新生駒店前の送迎専用スペースの駐車違反表示がわかりにくい。 ・もっとたくさん標示や赤いポールを立てるなどして駐車違反をわかりやすくしてほしい。 				
【対応方針等の概要】				
<ul style="list-style-type: none"> ・該当スペースは、駐車禁止規制がかかっているため、駐車している場合は駐車違反になります。 ・迷惑駐車防止の対策として、生駒市営自動車駐車を30分無料にしているので、短時間の買い物の際はそちらをご利用ください。 ・該当スペースは、見回りによる啓発や、看板標示などを既に行っています。 ・わかりにくいというご意見があったことは記録し、必要があれば対策はしますが、必ず数を増やすという約束はできません。 				
【担当部署】	防災安全課			

No.29	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	松本守夫 生駒市議会議員
【件名】	生駒市地域防犯活動支援事業補助金について			
【要望等の概要】				
自治会で防犯カメラの補助金の申請をする上で、必要な添付書類について教えてほしい。				
【対応方針等の概要】				
補助金申請の必要な添付書類の内容を説明しました。				
【担当部署】	防災安全課			

要望等記録一覧表（平成30年6月分）

No. 30	【要望者区分】	団体・法人	【要望者氏名(名称)】	高山久保自主防災会
【件名】	自主防災会でのAED購入について			
【要望等の概要】 高山久保自主防災会として、AEDの購入を考えているので、補助金の面で配慮をお願いしたい。				
【対応方針等の概要】 AED購入の補助金については、資機材等更新追加整備補助金が既に申請可能であるので、その旨をお伝えしました。				
【担当部署】	防災安全課			

No. 31	【要望者区分】	団体・法人	【要望者氏名(名称)】	高山久保自主防災会
【件名】	災害対応について			
【要望等の概要】 平成30年6月18日の地震で、市内のお店の瓦がずり落ちて前面の県道に落下した旨を連絡したが、電話で対応した職員が場所をなかなか特定できなかった。たまたま誰も周囲に聞く人がいなかったとのことだが、今後は対応を考えていただきたい。				
【対応方針等の概要】 電話対応については、以後こういったことがないように対応を考えていきたいと回答しました。				
【担当部署】	防災安全課			

No. 32	【要望者区分】	団体・法人	【要望者氏名(名称)】	高山久保自主防災会
【件名】	地震計の設置について			
【要望等の概要】 高山久保自主防災会として、高山地区に地震計を設置してほしい。				
【対応方針等の概要】 貴重なご意見として、今後検討させていただきます。				
【担当部署】	防災安全課			

No. 33	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	井上充生 生駒市議会議員
【件名】	自治会館補助について			
【要望等の概要】 自治会館の補助についての相談を受けているか。				
【対応方針等の概要】 自治会からそういった相談は、特に受けていない旨を伝えました。				
【担当部署】	市民活動推進課			

要望等記録一覧表（平成30年6月分）

No. 34	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	山田耕三 生駒市議会議員
【件名】	生きいきクーポンの視覚障がい者への配慮について			
【要望等の概要】 生きいきクーポンの使用期限について、視覚障がいをお持ちの方が判別しにくいいため、対応をお願いしたい。				
【対応方針等の概要】 生きいきクーポンの現状や制度の概要などを説明し、障がい福祉課に確認の上、後日以下のとおり回答しました。 ・生きいきクーポンのみならず、視覚障がいをお持ちの方へは各種行政情報を提供するため「点字・声の広報」、また、障がい福祉事業の案内を取りまとめた冊子「あゆみ」の点字化・音声化の事業を行っており、生きいきクーポンについてもその内容を盛り込んでいるところです。今後もこれらの事業を積極的に周知していきます。				
【担当部署】	高齢施策課			

No. 35	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	-
【件名】	精神障害者保健福祉手帳の更新案内			
【要望等の概要】 ・精神障害者保健福祉手帳は、2年ごとの更新が必要であり、現状では更新案内が市から送付されないため、有効期限に気づかず2期連続更新が間に合わなかった。他課等の有期資格書類（運転免許証や国保医療関連の書類等）と同様の更新案内の送付を強く要望された。 ・これまでに、更新案内を送られないことに対する市民からの苦情や意見、申出について、課保管の書類やデータをその場で確認せず、課として認識していなかった旨の回答をする姿勢に非常に不信感を抱かれた。				
【対応方針等の概要】 ・財政状況が厳しい中、更新案内の送付による費用負担や事務の増大は避けられないため困難であると回答しました。 ・窓口や電話においての過去の同様の申出を課として認識できていなかったことから、改めて要望としてお聞かせいただきました。 ・複数の職員が、要望への対応は困難である旨の説明をさせていただきましたが、ご納得いただけず、課としての考えを文書で回答してほしいと要望されたため、CMS等で要望内容を送付いただければ文面で回答を行うと回答しました。				
【担当部署】	障がい福祉課			

No. 36	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	-
【件名】	被保護者に対する初回支給保護費の支払い時期について			
【要望等の概要】 生活保護の申請をされた方の代理人を名乗る人物より当該ケースの保護費の初回支給日に関する問い合わせを受ける。申請者本人に同意を得た上で、要望者に対し、最短の支給日を回答するも、それより早く保護費を渡すことはできないのかと高圧的に強い口調で要望された。要望者は、「困っている保護者を助けることが福祉事務所の仕事だろう」と電話越しに大声で主張し、「課長か係長を出せ。異動していなければ、俺の名前を出せば誰か分かるはずだ。」と言われる。再度、当市から電話回答することで何とか了解を得て、一旦電話を切る。				
【対応方針等の概要】 申請者本人に対して、初回の保護支給日について、最短の支給日より早くはならない旨を伝えたところ、申請者は納得されました。併せて、今後、要望者からの問い合わせに対しては申請者本人に確認するよう促すことになると伝え、その旨を要望者にも伝えるよう依頼しました。 その後、要望者に対して、電話で、初回の保護支給日を最短の会計支払日より早めることは事務処理上不可能であると回答したところ、何とか納得した様子で電話を切られました。				
【担当部署】	保護課			

要望等記録一覧表（平成30年6月分）

No. 37	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	-
【件名】	キトラ川改修に伴う工事図面について			
【要望等の概要】 事業計画課長がキトラ川の工事図面があると言っていたのに、管理課に情報公開請求すると、不存在と言われたので不服申立てを行いたい。				
【対応方針等の概要】 図面は、奈良県の工事図面であり、生駒市にはないということを以前から何度も伝えていますが、生駒市に図面があると言ったことになっているのはなぜかわかりません。				
【担当部署】	事業計画課			

No. 38	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	-
【件名】	里道について			
【要望等の概要】 道路に他人地が含まれていることについて、納得いかない。				
【対応方針等の概要】 当該地は、里道と他人地が混在する道路で、要望者は以前から通行権を理由に他人地があることに納得できないと主張していますが、当該地に要望者の土地が面していないため、主張する権利がないことを伝えていました。今回も同様の主張をされたので、上記内容を改めて説明し、一定の理解を得ました。				
【担当部署】	事業計画課			

No. 39	【要望者区分】	団体・法人 公職者	【要望者氏名(名称)】	上町自治会 白本和久 生駒市議会議員
【件名】	谷線支線2号の道路改修に伴う要望書の提出について			
【要望等の概要】 北コミュニティセンターの裏にあたるところで、通行量も多く、自転車も通るため路肩から改良をお願いしたい。 カンジョウ水利の水路天まで道路を上げていただくことを希望する。				
【対応方針等の概要】 要望書を受け付け、現場確認後検討し、後日返答します。				
【担当部署】	事業計画課			

No. 40	【要望者区分】	団体・法人 公職者	【要望者氏名(名称)】	上町自治会 白本和久 生駒市議会議員
【件名】	南田原上線支線4号の交通安全対策について			
【要望等の概要】 南田原上線支線4号の上町2779付近において、見通しが悪いため、北から南に向かう自転車と周辺車両との衝突事故が起こるのではないかと危惧している。何か安全対策を検討してほしい。				
【対応方針等の概要】 「とまれ」の路面表示シートをコーナー部（2カ所）に設置したり、飛び出さないようにするための破線を引くことで注意喚起を促し、様子を見てもらうことを提案し、了解していただきました。				
【担当部署】	土木課			

要望等記録一覧表（平成30年6月分）

No.41	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	恵比須幹夫 生駒市議会議員
【件名】	市営住宅の募集について			
【要望等の概要】 8月募集があるのか教えてほしい。募集があった場合、抽選日はいつになるのか。				
【対応方針等の概要】 今の時点ではわかりません。募集があれば、広報紙又はホームページでお知らせします。募集があった場合の抽選日は、8月20日頃になると回答しました。				
【担当部署】	営繕課			

No.42	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	成田智樹 生駒市議会議員
【件名】	ベルテラスいこま3階トイレへの便座クリーナー設置について			
【要望等の概要】 市民から、ベルテラスいこま3階トイレに便座クリーナーを設置してほしい旨の要望を受けた。市役所庁舎のトイレを含め、多くの公共的な施設で設置している状況であり、ベルテラスのトイレにも設置すべきと考える。管理組合の管理だと思いが、市も理事の一員であるので相談に伺った。要望がある旨はどこに伝えればいいのか。				
【対応方針等の概要】 管理者であるベルテラス管理組合の担当者に当方からお伝えします。				
【担当部署】	都市計画課			

No.43	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	吉村善明 生駒市議会議員
【件名】	ベルテラスいこま3階トイレへの便座クリーナー設置について			
【要望等の概要】 市民から、ベルテラスいこま3階トイレに便座クリーナーを設置してほしい旨の要望を受けた。どこに伝えればいいのか。				
【対応方針等の概要】 同様の要望を聞いており、既に管理者であるベルテラス管理組合の担当者に伝えてあります。				
【担当部署】	都市計画課			

No.44	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	福中眞美 生駒市議会議員
【件名】	地震により被災した建築物の対応について			
【要望等の概要】 平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源地とする地震により建築物の外壁などが前面道路（市道）に崩落している。当該道路は、学校が指定している通学路であり、当該建築物の倒壊等による二次被害を回避するため、現在、通学路の変更を行い、児童の安全確保に努めている。当該建築物の安全などの確認を願う。また、建物前にある崩落した外壁材の処分などを促したいことから、罹災証明や処分に係る費用の減免などについて教えてほしい。				
【対応方針等の概要】 ・現地調査を行い、応急的な判定について回答を行いました。 ・罹災証明等については、担当課から説明を行いました。 ・また、被災した建築物の所有者に対して、解体等の補助制度の活用などの助言・指導等を行い、二次被害の防止に努めるよう関係各課にも周知を行いました。				
【担当部署】	建築課			

要望等記録一覧表（平成30年6月分）

No.45	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	神山聡 生駒市議会議員
【件名】	地震により被災した建築物の対応について			
【要望等の概要】	平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源地とする地震により建築物の外壁などが前面道路（市道）に崩落している。当該道路は、学校が指定している通学路であり、当該建築物の倒壊等による二次被害を回避するため、現在、通学路の変更を行い、児童の安全確保に努めている。当該建築物の安全などの確認を願う。			
【対応方針等の概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査を行い、応急的な判定について回答を行いました。 ・また、被災した建築物の所有者に対して、解体等の補助制度の活用などの助言・指導等を行い、二次被害の防止に努めるよう関係各課にも周知を行いました。 			
【担当部署】	建築課			